

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名称	位置	面積	図面番号
第 81 号生産緑地地区	西区浜寺石津町西五丁331番3	405㎡	1 / 8
第 314 号生産緑地地区	中区八田寺町12番の一部	20㎡	2 / 8
	中区堀上町533番の一部	20㎡	2 / 8
	中区堀上町535番6の一部	118㎡	2 / 8
第 331 号生産緑地地区	中区土師町二丁83番	687㎡	3 / 8
第 463 号生産緑地地区	中区八田寺町280番7	78㎡	4 / 8
第 717 号生産緑地地区	北区大豆塚町二丁58番1	1142㎡	5 / 8
第 719 号生産緑地地区	東区日置荘西町四丁924番1	1333㎡	6 / 8
第 724 号生産緑地地区	西区鳳西町二丁16番2の一部	515㎡	7 / 8
第 735 号生産緑地地区	西区浜寺諏訪森町西一丁10番6	909㎡	1 / 8
第 740 号生産緑地地区	東区高松434番1	546㎡	8 / 8
第 741 号生産緑地地区	東区高松436番2	716㎡	8 / 8
第 968 号生産緑地地区	西区浜寺石津町西五丁330番3	1166㎡	1 / 8
第 1179 号生産緑地地区	西区浜寺諏訪森町西一丁1番10	611㎡	1 / 8